

## 各申請における窓口事務について(受付から支給まで)

### 9 療養費(食事標準負担差額)

(略)

#### 3. 受付および入力時の注意点

- 申請書および後期標準システムへの入力はレセプト単位(診療月ごと、医療機関ごと)となります。複数月分申請される場合は、申請書の氏名、振込口座等の共通箇所を記入いただき、必要枚数分コピーした上で押印いただき、担当者様にて残りの箇所の記入をお願いします。
- 食事標準負担差額を入力される際、療養病床分につきましては計算方法が異なります。(標準システムのレセプト一覧では療養病床であるかどうかの確認ができませんので、領収書や医療機関への確認等により、計算間違いの無いようにお願いします。)
- ① 所得区分Ⅱの長期該当計算がなくなり標準負担額は一律210円になります。  
※ただし、医療区分ⅡまたはⅢ(入院医療の必要性の高い状態)、および回復期リハビリテーション病棟の入院については、長期該当計算対象となり、その場合は標準負担額は160円になります。(医療区分等については、必ず医療機関に確認し、領収書や申請書など余白にメモ書してください)。
- ② 所得区分Ⅰの食130円になります(所得区分Ⅰ老齢給付受給者は100円)。

(略)

市町による医療機関への照会が困難な場合、入院病床や医療区分等の確認については以下の方法によることとします。

- ・医療機関が領収書とあわせて発行する診療内容明細書により確認
- ・広域連合に問い合わせることにより確認(広域連合においてレセプトに記載された内容を確認し回答します。)